

第1回青梅市障害者計画等検討委員会会議録

令和5年9月28日

午前9時30分～10時45分

市役所 203会議室

出席：村上委員、吉池委員、島田委員、山下委員、宮崎委員、河邊委員、
田中委員、遠藤委員

欠席：馬場委員、朝長委員、尾根委員

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ

4 自己紹介 (資料1)

5 委員長および副委員長の選出 (資料2)

互選により、委員長は吉池委員、副委員長は山下委員に決定

6 議事

(1) 青梅市障害者計画等検討委員会について

ア 青梅市障害者計画等検討委員会会議傍聴等の取扱いに
について(案) (資料3)

(事務局) 資料3により説明。会議傍聴等の取扱いについて、今回の委員会で決定し、次回以降、傍聴者を受入れることとしたい。

(質疑・意見等) 無し

→事務局案のとおり決定

イ 今後のスケジュールについて (資料4)

(事務局) 資料4により説明。

(質疑・意見等) 無し

(2) 障害者計画等の位置づけと期間について (資料5)

(事務局) 資料5により説明。青梅市重層的支援体制整備事業のもと、今回は地域福祉計画に包含させて障害3計画を策定する。障害者計画の基本理念・各施策は地域福祉計画の総論に整合する内容で協議をしていくことを説明。

(主な質疑・意見等)

・地域福祉計画に包含することによって、障害者計画自体は縮小されてしまうのか。(委員)

→地域福祉計画の中で障害者計画が縮小して掲載されるわけではなく、現行の体系規模を維持したまま、大きな地域福祉計画の中の個別計画として策定する。ただし、基本理念や施策は地域福祉計画の総論に整合させていく必要がある。(事務局)

・障害3計画は3か年計画ということだが、地域福祉計画は6か年と記載されている。策定期間のズレはどうなるのか。(委員)

→地域福祉計画に包含する計画の中には、障害3計画の他に、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画も3年ごとに策定することが定められており、これらの個別計画は、今回は地域福祉計画の中で3か年計画として策定し、3年後にはそれぞれ個別の計画として次期計画を策定する。そして6年後には再び地域福祉計画に包含して策定する、というサイクルになる。(事務局)

(3) 基礎調査(アンケート)結果について (資料6-1・6-2)

(事務局) 資料6-1・6-2により説明。同様の基礎調査を前回の計画策定時に実施したときと、概ね回答の傾向は同じであったが、前回との比較で特筆すべき点として、介護者の高齢化が進んでいること、地域とのつながりがより希薄になっており、災害時における地域の助け合いなどが難しいことがうかがえた。

(主な質疑・意見等)

・今回の基礎調査の対象は障害者手帳等の所持者だが、学校教育の現場などでは、発達障害の児童が愛の手帳を所持している児童の2倍い

るとも言われている。発達障害などの手帳未所持者の状況やニーズの把握はどのようにしていくか考えはあるか。(副委員長)

→手帳未所持者については、児童に限らず成人も含め、状況の調査が必要ではないかという意見が、自立支援協議会でも出ている。今回の基礎調査に含めることはできなかったが、今後の同様の調査においては、手帳未所持者の状況やニーズを把握することについても検討していきたい。(事務局)

→手帳未所持者への調査については、今回の計画策定の材料としては実施できないとしても、次回以降の調査で検討してもらいたい。(委員長)

(4) 障害者計画の体系(案)について (資料7-1・7-2)

(事務局) 資料7-1・7-2により説明。総合長期計画と地域福祉計画の総論にもとづいて策定している。重層的視点体制整備事業の中で、今後は相談窓口の増設や地域での居場所づくりに重点を置いていくので、障害者計画もそれに沿った理念のもと、施策体系を策定する。(主な質疑・意見等)

・基本理念の「インクルーシブ」という言葉がわかりづらいのではないか。日本語の言葉にするか、サブタイトルを付けて補足することはできないか。(委員)

→「インクルーシブ」という言葉自体は総合長期計画に記載されているので、日本語の別の言葉に置き換えることはできないが、現行計画の基本理念のように、サブタイトルを付すことで、「インクルーシブ」という言葉の意味が伝わるように工夫したい。(健康福祉部長)

→サブタイトルで意味を補完することで、体系案の大枠は原案のとおり承認。

(5) その他

第2回検討委員会で議事にする予定の、「第5期障害者計画 事業評価シート」について、資料を事前に配布するので、ご意見や質問がある場合は、事前に質問票に記入し、提出していただきたい。(事務局)

7 その他

(1) 次回の開催日程について

第2回青梅市障害者計画等検討委員会

令和5年10月30日（月）午前10時～11時30分頃

青梅市役所 議会棟3階 第2委員会室

(資料 1) 省略

青梅市障害者計画等検討委員会設置要綱

1 設置

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定にもとづく第6期青梅市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定にもとづく第7期青梅市障害福祉計画および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定にもとづく第3期青梅市障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定に当たり、必要な事項の検討を行うため、青梅市障害者計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、障害者計画等の策定に関し、必要な事項を検討する。

3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 障害当事者または家族
- (4) 指定障害福祉サービス事業者
- (5) 民生・児童委員
- (6) 学校教育関係者
- (7) 青梅市障害者地域自立支援協議会の代表

4 委員の任期

委員の任期は、委嘱の日から第8項に規定する報告のあった日までとする。

5 委員長および副委員長

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 会議

委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員長が議長になる。

7 意見の聴取等

委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または、資料の提出を求めることができる。

8 報告

委員長は、委員会の検討結果を市長に報告する。

9 庶務

委員会の庶務は、障がい者福祉課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

11 実施期日等

この要綱は、令和5年6月22日から実施し、第8項に規定する報告のあった日の翌日をもって廃止する。

青梅市障害者計画等検討委員会会議傍聴等の取扱いについて（案）

令和 5 年 月 日
委員会 決定

青梅市障害者計画等検討委員会における会議傍聴等については、次のとおり取り扱うこととする。

記

1 傍聴者の決定

(1) 委員会の会議の傍聴は、青梅市民に限る。ただし、委員長が認める者はこの限りではない。

(2) 前号の規定にかかわらず、報道関係者で委員長が認める者は、傍聴することができる。

2 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、会議場の広さに応じて委員長が定めるものとし、定員を超えるときは抽選により決定する。

3 傍聴者の届出

傍聴者は、会議の当日、所定の場所において傍聴者受付票に必要事項を記入し、指定された場所に着席しなければならない。

4 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) その他議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食または喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、または審議の妨害となるような行為をしないこと。

6 非公開時における対応

傍聴者は、委員会が会議を非公開としたときは、速やかに退場しなければならない。

7 委員長の指示

- (1) 傍聴者は、委員長の指示に従わなければならない。
- (2) 委員長は、傍聴者が前各項に違反したと認められるときは、注意を促し、なお改めないときは退場を命ずる。

8 会議録等

- (1) 会議録および会議資料は、原則公開とする。ただし、個人のプライバシーに関する情報等、非公開とすべき情報が含まれている場合は、当該部分を除いて公開する。
- (2) 会議録の記載内容は、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、議題、発言要旨その他必要事項とする。

9 その他

前記の他、傍聴に関し必要な事項は、委員会が定める。

以 上

青梅市障害者計画等検討委員会開催予定

	日 時	会 場	検討内容(予定)
第1回	令和5年9月28日(木) 午前9時30分～午前11時	青梅市役所2階 203会議室	委嘱状交付 委員長・副委員長の選出 会議傍聴等取扱要領(案)について 今後のスケジュールについて 障害者計画の位置づけについて 基礎調査(アンケート)結果について 障害者計画の体系(案)について
第2回	令和5年10月30日(月) 午前10時～午前11時30分	青梅市役所議会棟3階 第2委員会室	第5期障害者計画の事業評価について 障害者計画の骨子(案)について サービス事業量について
第3回	令和5年11月29日(水) 午後2時～午後3時30分	青梅市役所2階 206会議室	障害者計画の素案について パブリックコメントについて
第4回	令和5年12月25日(月) 午前10時～午前11時30分	青梅市役所2階 206会議室	障害者計画(案)について 障害福祉計画(案)について 障害児福祉計画(案)について
第5回	令和6年2月7日(水) 午後2時～午後3時30分	青梅市役所2階 206会議室	障害者計画(案)について 障害福祉計画(案)について 障害児福祉計画(案)について

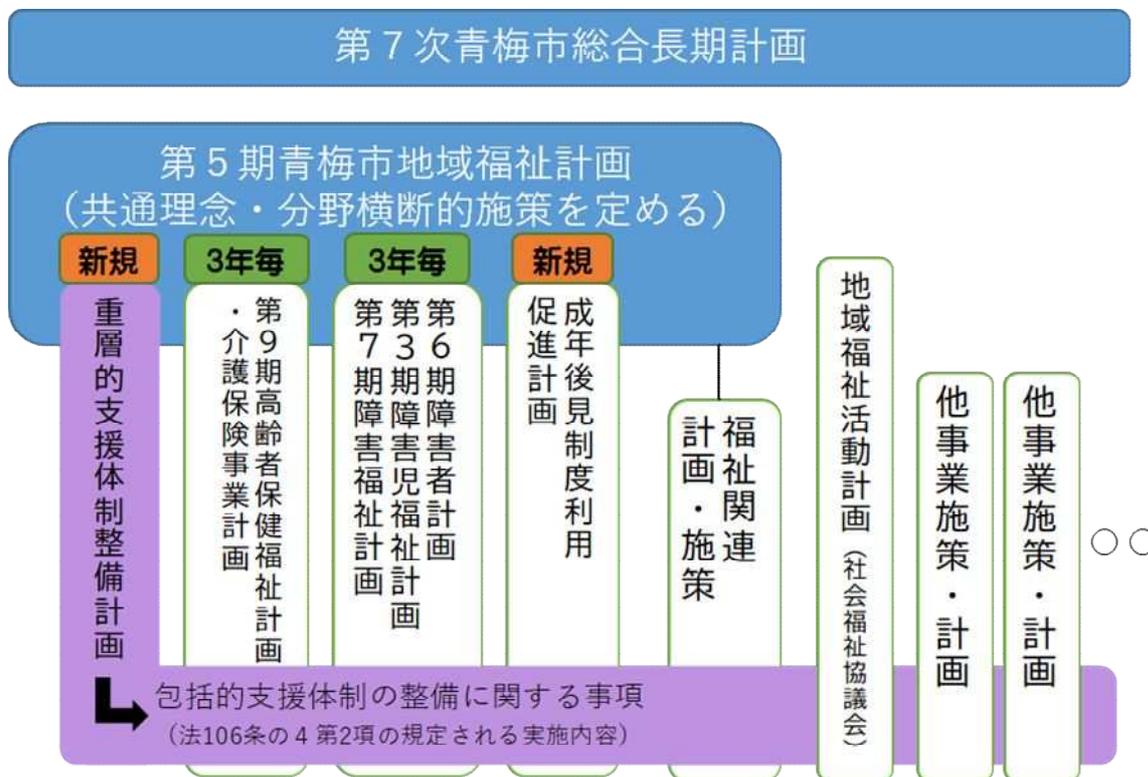
障害者計画の位置づけ

「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項にもとづき、障害者の自立および社会加の支援等に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、市町村に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」として策定する計画です。

また、「障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項に、「障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20第1項にそれぞれもとづき、「障害者計画」の実施計画として策定する計画です。

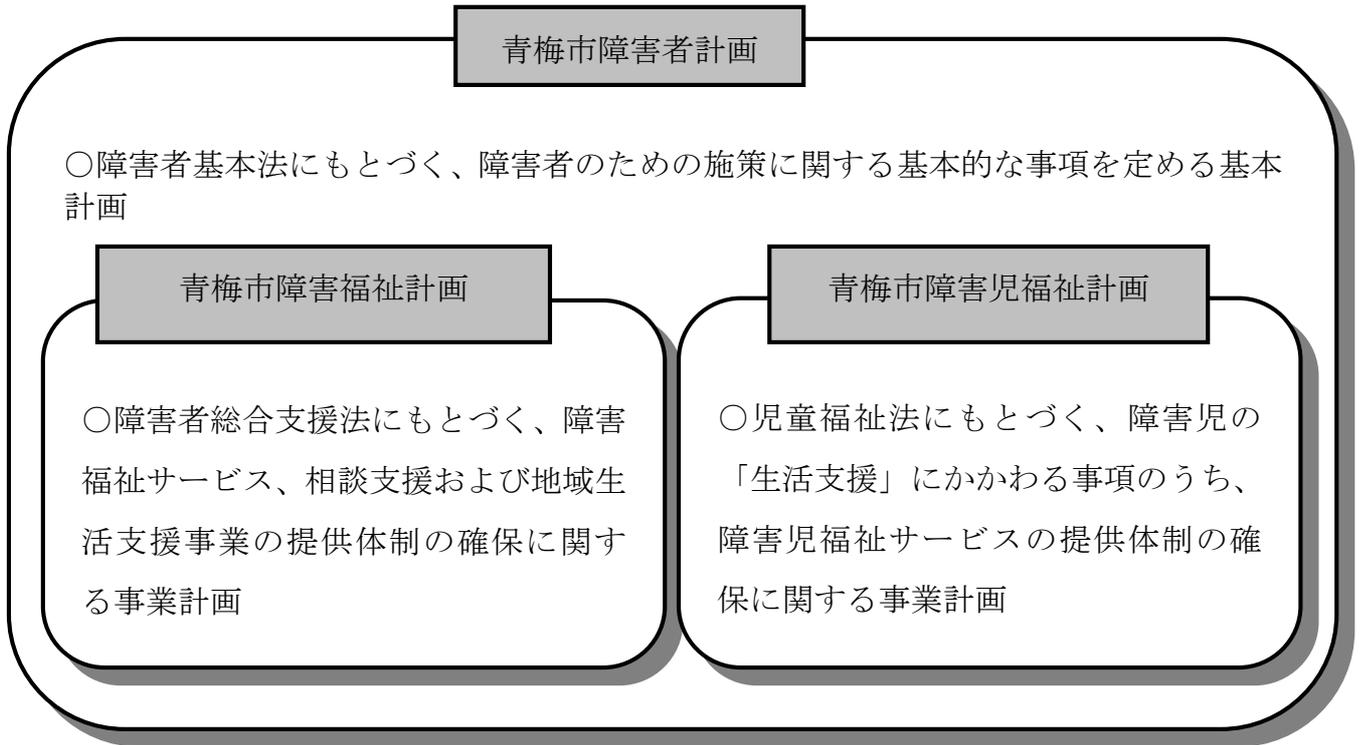
今まで青梅市では、「障害者計画」を含む福祉分野の各計画について、「青梅市総合長期計画」のもと、「青梅市地域福祉計画」の個別計画として、それぞれ策定されていましたが、「青梅市重層的支援体制整備事業」への移行のため、令和6年度開始の「第5期青梅市地域福祉計画」のもとでは、同じく令和6年度開始となる「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「第6期障害者計画」、「第3期障害児福祉計画」および「第7期障害福祉計画」を地域福祉計画に包含させることとし、併せて新たに「重層的支援体制整備計画」および「成年後見制度利用促進計画」を加えた計画として策定することとなりました。

《図1》



○ 計画内容

《図2》



○ 計画の期間

《図3》

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第4期青梅市障害者計画					第5期青梅市障害者計画			
第4期青梅市障害福祉計画			第5期青梅市障害福祉計画			第6期青梅市障害福祉計画		
			第1期青梅市障害児計画			第2期青梅市障害児計画		

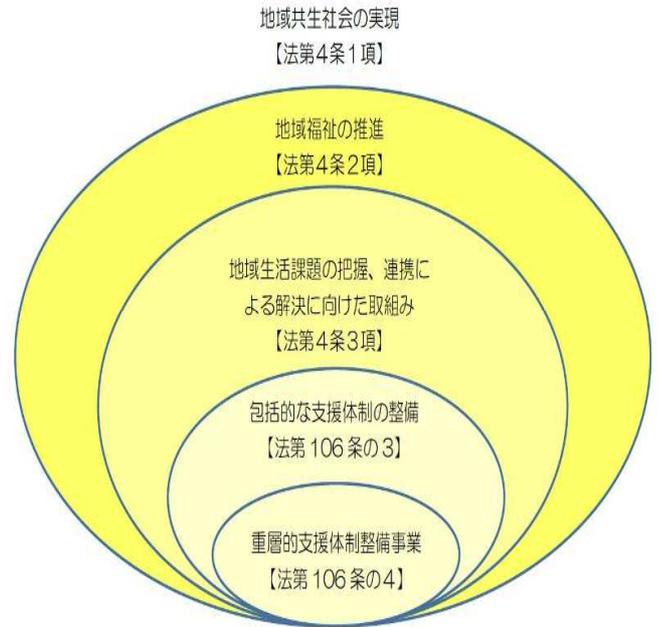
令和6年度	令和7年度	令和8年度
第6期青梅市障害者計画		
第7期青梅市障害福祉計画		
第3期青梅市障害児計画		

参 考

青梅市重層的支援体制整備事業等について

令和3年4月の社会福祉法の一部改正により、市区町村においては、地域共生社会の実現を図るため、包括的な支援体制の整備に努めることとされ、その施策として「重層的支援体制整備事業」を実施できることになった。

この「重層的支援体制整備事業」は、法第106条の4に規定された市町村による包括的な支援体制づくりのための手法の一つであり、市町村において相談支援、地域づくりに向けた支援に係る既存の取組を活かしつつ、新たに参加支援を加え、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備するものである。



【重層的支援体制整備事業に必要な事業】

事業名		事業内容
I 相談支援	包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ● 支援機関のネットワークで対応 ● 複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつなぐ
	① 多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 市区町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ● 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ● 支援関係機関の役割分担を図る
	① アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が届いていない人に支援を届ける ● 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な課題を抱える人を見つける ● 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
II 参加支援	① 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会とのつながりを作るための支援を行う ● 利用者ニーズをふまえた丁寧なマッチングやメニュー作成 <p>支援対象者 既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない狭間の個別ニーズを有している人など</p>
III 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保 ● 個別の活動や人のコーディネート ● 地域活動の活性化

(資料 6 - 1 · 6 - 2) 省略

(資料 7 - 1 · 7 - 2) 省略